

こどもみらい住宅支援事業に関するQ&A

No	分類	質問	回答
1	交付申請	誰が申請手続きを行いますか。	本事業は、こどもみらい住宅事業者事務局に登録されたこどもみらい住宅事業者(建築事業者、販売事業者、施工業者)の申請手続きに基づき補助を行う事業です。住宅取得者やリフォーム発注者は、契約を締結した事業者を通じて本補助の還元を受けます。
2	全般	一般財団法人なら建築住宅センターは本事業の申請窓口なのですか。	いいえ、本事業は、事務局に登録されたこどもみらい住宅事業者(建築事業者、販売事業者、施工業者)が直接当該事務局に申請手続きを行う事業です。住宅取得者やリフォーム発注者は、契約を締結した事業者を通じて本補助の還元を受けます。(ただし、申請に添付する証明書類の一部について一般財団法人なら建築住宅センターが発行(有料)を行うものがあります。)
3	全般	グリーン住宅ポイント制度と何が違いますか。	本事業の新築は、子育て世帯または若者夫婦世帯に限定し、省エネ性能等を満たす新築住宅の取得を対象としています。リフォームは、すべての世帯や法人が発注者となる工事を対象としておりますが、断熱性能向上やエコ住宅設備設置等の省エネ改修を必須としており、対象工事には、子育て対応改修や、一定の性能を満たすエアコンの設置工事が追加になりました。また、本事業は、事務局に登録された事業者(建築事業者、販売事業者、施工業者)の申請に基づき、住宅の新築やリフォーム等の費用の一部を、ポイントではなく、現金で補助を行う事業です。
4	予算	予定よりも早く事業が終了することはありますか、どのように周知されますか。	予算に達した時点で事業者登録や交付申請(予約含む)の受付を締め切る予定です。予算の執行状況についてはこどもみらい住宅支援事業事務局ホームページ等で案内されます。
5	契約	原契約が2021年11月25日以前です。変更契約の締結日が2021年11月26日以降である場合、対象になりますか。	対象外です。工事請負契約日や不動産売買契約日は、変更契約の時期によらず、原契約の締結日が2021年11月26日以降である場合のみ対象になります。
6	契約	2021年11月25日以前に契約したものが対象とならないのはなぜですか。	本事業は、2021年11月26日に予算案が閣議決定された令和3年度補正予算を活用して行う事業です。本事業を契機に省エネ住宅の取得や省エネリフォームの実施をしていただくことを目的としているため、2021年11月25日以前に契約がなされたものに遡って適用することはできません。

本制度の詳細については下記までお問い合わせ下さい。

こどもみらい住宅支援事業事務局

0570-033-522

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝含む)